

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間については、居住地の最寄の銀行の支店で納付書により国民年金保険料を納付していた。また、当時、私の夫の勤務先も住所も変わっておらず、申立期間の前後は納付済みであるのに、この3か月間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である上、申立人は、昭和47年8月に国民年金の任意加入後、高齢者任意加入により、65歳に達するまでの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及び前後の期間を通じて、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していた。申立期間当時、夫は安定した収入を得ており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 1 月に国民年金に加入後、申立期間及び厚生年金保険加入直前の平成 2 年 2 月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していた。申立期間当時は、安定した収入を得ており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、夫婦一緒に納付していることが社会保険庁の被保険者台帳により確認できるとともに、婚姻後の昭和 53 年 1 月以降、申立期間及び厚生年金保険加入直前の平成 2 年 2 月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、既に平成4年7月1日に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における資格喪失日を4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私は、B事業所に雇入れられた平成3年10月から6年9月までの期間、当該事業所と同一法人のA事業所で交互に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時は、A事業所に勤務し、平成4年7月1日付けでB事業所に転勤したが、当時のA事業所の総務担当者の書類作成ミスにより、A事業所での資格喪失日が、本来、同年7月1日とされるべきところ、同年6月30日となっていたので、A事業所を通じて社会保険事務所へ届け出た結果、記録は訂正されたものの、この訂正処理は私の保険給付には反映しないと説明された。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てに先立ち、申立人が勤務していたA事業所が、社会保険事務所に対して厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る資格喪失日を平成4年6月30日から同年7月1日に訂正しているが、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

また、B事業所が保管する社員名簿（労働者名簿）により、申立人が平成3年10月8日に同事業所に雇入れられた後、4年4月1日にA事業所へ異動し、同年7月1日に再びB事業所に異動した記録が確認できることから、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していたことが認められる上、B事業所が保管する賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。したがって、申立人のA事業所における資格喪失日を平成4年7月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しから20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、控除した保険料を納付したか否かについて、関係資料が無く不明であるとしているが、事業主が平成4年6月30日を資格喪失日として届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月

申立期間については、自衛隊を退職後、再就職するため、役場で住民票の異動手続を行った際、役場の受付で国民年金保険料を納付するように言われたので、自衛隊の担当者に照会し、国民年金に加入する必要があることを確認した上で、私の妻の国民年金保険料と一緒に納付した。

私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私は国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続をした平成8年10月に申立期間の国民年金保険料を私の妻の分と一緒に納付した。」と述べているが、町の納付組織別徴収簿の記録により、申立人の妻の平成8年10月分の国民年金保険料は9年2月に納付されていることが確認でき、申立内容と相違している。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年3月まで

申立期間については、私の父親が、私の国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに自宅へ集金に来ていた納付組合長に私の国民年金保険料を渡し、納付組合長が封筒に金額を記入して印鑑を押していたことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、申立期間直後の昭和43年度分の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号払出後の昭和44年1月に一括納付されていることが確認できる上、当該手帳の昭和42年度の印紙検認記録欄には、検認印が押されていないことが確認できることから、申立期間のうち、42年度分についても納付していなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年7月まで

私は、申立期間当時、大学に在学中であり、国民年金保険料の免除申請を毎年4月に、市役所の支所で行っていたので、申立期間が、免除ではなく、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の免除申請手続きをしたとする市の国民年金被保険者台帳の「メッセージ照会」欄の記録により、申立期間後の平成9年9月9日に電話による免除申請指導が行われていることが確認できる上、当該台帳の「付加免除記録照会」欄には、同年同月30日に免除申請の届出を行った記録が確認できることから、「毎年4月に免除申請を行っていた。」とする申立てと相違している。

また、当該台帳の「メッセージ照会」欄には、平成9年12月12日に申立人の父親に対して、申立期間の国民年金保険料の未納通知書を送付した記録が確認できることから、未納となっていた申立期間については免除されていなかったものと推認され、ほかに国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から62年3月まで

国民年金加入期間が結婚直後から未加入となっているが、私は、国民年金被保険者資格喪失の手続を行ったことは無い。また、結婚前の期間についても、国民年金保険料が未納とされているが、国民年金保険料は信用金庫の支店で口座引き落としにより、納付していたことを記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を口座引き落としにより納付していた。」と述べているが、市の国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金保険料の口座振替を開始した時期は、申立期間直後の昭和62年度の第1期分からであることが確認でき、申立内容と相違している。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿により、昭和54年7月から61年3月までの期間については、62年2月5日に国民年金被保険者資格の喪失・取得年月日の追加が行われたことにより生じた未加入期間であり、当該処理日までは未納であったものと推認される上、当該処理の時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 49 年 3 月まで

申立期間①については、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を集金人に納付していたと聞いている。

申立期間②については、市役所で国民年金保険料を自ら納付していたことを記憶している。領収書等、証明できるものは紛失して所持していないが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 54 年 3 月に、申立期間②直後の 49 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、申立人は、年金受給資格を満たすために必要な納付期間のみの国民年金保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間当時、私の夫が経営する店で販売の手伝いをしており、経理は専属の事務員が担当していた。私と私の夫の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、事務員が担当していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 3 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人は、48 年 5 月に申立期間直後の昭和 47 年度分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立期間当時の事務員の所在が確認できないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と同じく事務員が国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の夫も、昭和 48 年と 49 年に過年度納付及び特例納付された期間を除き、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月21日から49年9月1日まで
社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答だった。

私には、A社での厚生年金保険の加入記録が、申立期間直前の16か月間及び申立期間直後の134か月間あり、申立期間には同社の子会社であったB社とC社へ移り、両社を掛け持ちして勤務していた。

申立期間当時の在籍会社がA社のままだったのか、B社又はC社へ移ったのか分からないが、途中で退社した覚えはまったく無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚からの聴取結果などにより、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、B社及びC社は、申立期間における厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿などにより、申立人は、昭和46年5月10日に資格取得後、47年9月21日に資格喪失し、49年9月1日に再度資格取得をしていることが確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、A社へ照会した結果、B社は合併等により現存していないとしている上、申立期間当時の関係資料についても保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）で、昭和 35 年 1 月から 37 年 4 月までの約 28 か月間勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間が 37 年 3 月 1 日からのわずか 1 か月となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する健康保険組合の資格取得届及び元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所が保管する申立事業所に係る「厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」により、申立人の資格取得日が昭和 37 年 3 月 1 日と記載されていることから、申立事業所は社会保険庁の記録どおりの届出をしたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、B事業所では関係資料が無いため、申立人の申立期間当時の勤務形態や厚生年金保険料の控除状況などについては不明としている上、申立人が挙げる元同僚は、「申立事業所で厚生年金保険に加入させられたのは、入社後しばらくの間を経て、正式採用になってからであった。」と証言し

ているところ、同僚の会社における厚生年金保険の資格取得日も申立人と同日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から 7 年 2 月 20 日まで

私には、昭和 52 年 11 月 1 日から平成 7 年 2 月 20 日までの期間、A社における厚生年金保険の加入記録があるはずなのに、7 年 2 月 20 日となっていた被保険者資格喪失日が取り消され、5 年 8 月 31 日付にされたため、申立期間の加入記録が無い。

私は申立期間当時、当該事業所の取締役であったが、当時の従業員については、被保険者期間として記録訂正が認められたので、私に関しても、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち、平成 5 年 10 月 1 日付け及び 6 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録が、7 年 9 月 8 日に取り消されていることが確認できる上、5 年 8 月 31 日付けの被保険者資格喪失日が、その約 2 年後の 7 年 9 月 7 日に処理されていることなどから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について遡及して訂正処理が行われていることが認められる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、社会保険庁のオンライン記録により申立事業所の事業主となっていること及び登記簿により当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、全喪に関する手続事務については、当時、従業員であ

った申立人の娘婿に任せていたとしているとともに、「申立期間当時、厚生年金保険料等を納付していなかったため、督促の通知が届いていた。詳細は分からないが、滞納していた保険料を納付しなくて済むように娘婿が手続を行ったことは報告を受けていた。」などと供述している。一方の娘婿は、「会社の経営については、かなりの部分を申立人である義父から任されていた。全喪手続に関しても、義父から承諾をもらい、社会保険事務所へ出向き手続を行った。」などと供述した上で、社会保険事務所から保険料滞納に関する文書が届いたので、同事務所へ出向いた際に、滞納保険料を納付せずに済む方法として、1年ほどさかのぼって全喪することとしたことを覚えている旨供述していることから、申立人はこれらの訂正処理に同意していたものと認められる。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの資格喪失日に係る訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 31 日から 6 年 8 月 1 日まで

私には、平成 3 年 2 月 1 日から 6 年 8 月 1 日までの期間、A社における厚生年金保険の加入記録があるはずなのに、6 年 8 月 1 日となっていた被保険者資格喪失日を取り消され、5 年 8 月 31 日付にされたため、申立期間の加入記録が無い。

私は当該事業所の事業主の娘婿であるが、申立期間当時は取締役ではなかった。

当時の他の従業員については、被保険者期間として記録訂正が認められたので、私に関しても、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち、平成 5 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録が、約 2 年後の 7 年 9 月 8 日に取り消されていることが確認できる上、5 年 8 月 31 日付けの被保険者資格喪失日とその約 2 年後の 7 年 9 月 8 日に処理されていることなどから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について遡及して訂正処理が行われていることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時から、当該事業所の事業主の娘婿であり、当該事業所を社名変更した平成 8 年 7 月 21 日から取締役として引き継いでいることが認められる。

また、申立人の義父（事業主）は、全喪に関する手続事務については、

当時、従業員であった申立人に任せていたとともに、「申立期間当時、厚生年金保険料等を納付していなかったので、督促の通知が届いていた。詳細は分からないが、滞納していた保険料を納付しなくて済むように申立人が手続を行ったことは報告を受けていた。」などと供述している。一方の申立人は、「会社の経営については、かなりの部分を義父から任されていた。全喪手続に関しても、義父から承諾をもらい、社会保険事務所へ出向き手続を行った。」などと供述した上で、社会保険事務所から保険料滞納に関する文書が届いたので、同事務所へ出向いた際に、滞納保険料を納付せずに済む方法として、1年ほどさかのぼって全喪することとしたことを覚えている旨供述している。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主及び取締役のいずれでもなかったものの、当該事務の執行に当たっていた申立人が自らの資格喪失日に係る訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所へ照会したところ、私が A 社で厚生年金保険に加入していた平成元年 11 月 1 日から 2 年 9 月 1 日までの 10 か月のうち、申立期間 3 か月の加入記録が無いとしている。

私は転職を数回しており、その際には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険があることを考慮していた。また、過去に厚生年金保険等の無い職場では、国民年金保険料を納付していた。

社会保険事務所では、申立期間の 3 か月は試用期間ではないかとしているが、私がそのような条件の職場を選ぶことは考えられない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年 11 月 1 日から A 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、雇用保険の記録では、2 年 2 月 1 日に資格を取得しており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間は、申立人が当該期間直前に勤務していた事業所の健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が保管する「平成元年分の所得税の確定申告書(写)」に記載された社会保険料 2 万 4,900 円について、申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月及び 12 月分の申立事業所における社会保険の支払保険料と

主張しており、当該金額は2か月分の健康保険の任意継続保険料と一致していることが確認できるものの、2か月分の社会保険料を試算した金額とは一致しない。

加えて、申立事業所は既に全喪している上、当時の部長へ照会したものの、当時の関係資料は保存しておらず、申立期間当時の厚生年金保険等の加入状況等については不明であるとしている。

その上、社会保険庁のA社に係る被保険者名簿では、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。